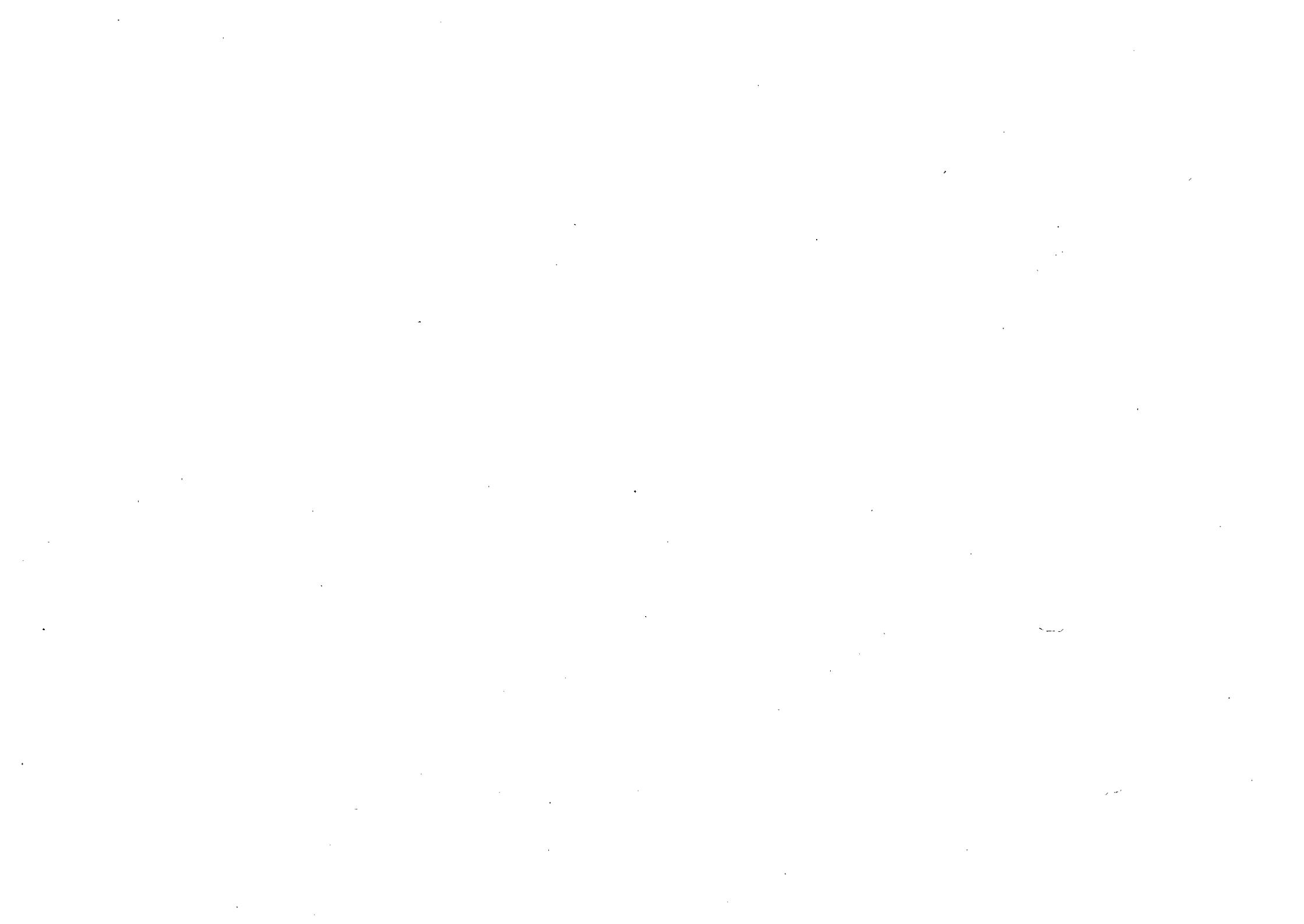


## 平成27年第1回廿日市市議会（第1回定例会）条例案新旧対照表

議案第19号	廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	1
議案第21号	独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	3
議案第22号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例	7
議案第23号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例	13
議案第24号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第25号	廿日市市行政手続条例の一部を改正する条例	19
議案第26号	廿日市市公民館条例の一部を改正する条例	27
議案第27号	廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正する条例	35
議案第28号	廿日市市保育園条例の一部を改正する等の条例	37
議案第29号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	39
議案第30号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	43
議案第31号	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密 着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	69
議案第32号	廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例	79
議案第33号	廿日市市休日・夜間急患診療所条例の一部を改正する条例	81
議案第34号	廿日市市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	83
議案第35号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	87
議案第36号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	89
議案第37号	廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例	103
議案第38号	廿日市市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例	105
議案第53号	過疎地域自立促進計画の変更について	107

廿 日 市 市



議案第19号

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める  
条例案新旧対照表

○廿日市市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年条例第28号)  
(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(心身の状況等の把握)	(心身の状況等の把握)
第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)	(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)
第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、 <u>指定介護予防支援等基準条例第32条各号</u> に掲げる <u>具体的取扱方針</u> 及び <u>指定介護予防支援等基準条例第33条各号</u> に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。	(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、 <u>指定介護予防支援等基準第30条各号</u> に掲げる <u>具体的取扱方針</u> 及び <u>指定介護予防支援等基準第31条各号</u> に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。
(3)～(15) (略)	(3)～(15) (略)



## 議案第21号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例

## ○廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項に規定する行政執行法人</u>）の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項に規定する特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>

改正後	改正前
(保有個人情報の開示義務)	(保有個人情報の開示義務)
第13条の2 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	第13条の2 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア・イ (略)	ア・イ (略)
ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号） <u>第2条第4項に規定する行政執行法人</u> ）の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号） <u>第2条第2項に規定する特定独立行政法人</u> の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
(4)～(7) (略)	(4)～(7) (略)

## ○廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第34号）【第3条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(許可の特例)</p> <p>第3条 国、県、市又は次に掲げる法人が行う行為については、前条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県、市又は法人は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>国立研究開発法人森林総合研究所</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(許可の特例)</p> <p>第3条 国、県、市又は次に掲げる法人が行う行為については、前条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県、市又は法人は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>独立行政法人森林総合研究所</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>



## 議案第22号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

## ○廿日市市職員定数条例（昭和62年条例第33号）【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、常時勤務する一般職の職員（ <u>臨時に雇用され</u> る者を除く。以下「職員」という。）の定数について定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、常時勤務する一般職の職員（ <u>教育長及び</u> 臨時に雇用され る者を除く。以下「職員」という。）の定数について定めるものとする。

改正後					改正前							
(支給対象)					(支給対象)							
第2条 (略)					第2条 (略)							
2 (略)					2 (略)							
3 市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）には、給料、通勤手当、期末手当及び旅費を支給する。					3 市長及び副市長（以下「市長等」という。）には、給料、通勤手当、期末手当及び旅費を支給する。							
4 (略)					4 (略)							
別表第1 (第3条、第7条関係)					別表第1 (第3条、第7条関係)							
区分		議員報酬及び報酬		費用弁償				区分				
				日当 (1日 につき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜 につき)	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車 賃					
市議会	議長	月額	500,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額	3,000円	14,800円	3,000円	市議会	議長	月額	500,000円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
	副議長	月額	460,000円						副議長	月額	460,000円	
	議員	月額	420,000円						議員	月額	420,000円	
代表監査委員	月額	57,000円							代表監査委員	月額	57,000円	
	監査委員	月額	39,500円						監査委員	月額	39,500円	
	選挙管理委員会	委員長	年額	173,000円					選挙管理委員会	委員長	年額	173,000円
農業委員会	委員	年額	135,000円	委員					年額	135,000円		
	会長	年額	357,000円	農業委員会					会長	年額	357,000円	
	会長職務代理者	年額	324,000円	会長職務代理者					年額	324,000円		
教育委員会	部会長	年額	324,000円	部会長					年額	324,000円		
	委員	年額	302,500円	委員					年額	302,500円		
	教育委員会	教育長職務代理人	月額	39,500円					教育委員会	委員長	月額	57,000円

改正後

	委員	月額	35,500円
公平委 員会	委員長	日額	10,500円
	委員	日額	9,200円
固定資産評価 審査委員会委員		日額	10,500円

改正前

	委員	月額	35,500円
公平委 員会	委員長	日額	10,500円
	委員	日額	9,200円
固定資産評価 審査委員会委員		日額	10,500円

別表第2（第3条、第7条関係）

区分	給料月額	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車賃
市長	920,000円	3,000円	14,800円	3,000円	旅費条例の規定 の例により算出 して得た額。た だし、船賃の旅 客運賃の等級に 3階級の区分が ある場合にあつ ては、上級の旅 客運賃の額
副市長	745,000円				
教育長	<u>702,000円</u>				

別表第2（第3条、第7条関係）

区分	給料月額	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車賃
市長	920,000円	3,000円	14,800円	3,000円	旅費条例の規定 の例により算出 して得た額。た だし、船賃の旅 客運賃の等級に 3階級の区分が ある場合にあつ ては、上級の旅 客運賃の額
副市長	745,000円				

改正後	改正前
教育長の <u>勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例</u> に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、 <u>教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項に規定する職務に専念する義務の特例</u> について必要な事項を定めるものとする。 (削る)	教育長の <u>給与、勤務時間その他の勤務条件</u> に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、 <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件</u> について必要な事項を定めるものとする。 (給与)
(削る)	第2条 教育長の給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。 (給料)
(削る)	第3条 教育長の給料月額は、月額64万5,000円とする。 (通勤手当等)
(削る)	第4条 教育長には、通勤手当及び期末手当を職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の190」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の220」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。 (旅費)
(削る)	第5条 教育長の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）第7条第3項に規定する旅費額とする。 2 前項の規定にかかわらず、外国旅行の旅費の種類及び額については、一般職の職員の例による。 (給与及び旅費の支給方法)
(勤務時間、休暇等 )	第6条 教育長の給与及び旅費の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。 (勤務時間その他の勤務条件)

改正後	改正前
<p>第2条 教育長の勤務時間、休日及び休暇 は、一般職の職員の例による。 <u>(職務に専念する義務の免除)</u></p>	<p>第7条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。 (新設)</p>
<p>第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、一般職の職員の例による。</p>	



## 議案第23号

## 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

## ○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(昇給の基準)	(昇給の基準)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が <u>7級以上</u> であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。	2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が <u>7級</u> であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が <u>7級以上</u> であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。	3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が <u>7級</u> であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。
(地域手当)	(地域手当)
第13条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。	第13条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。
2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、 <u>100分の20</u> を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。	2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、 <u>100分の18</u> を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。
(単身赴任手当)	(単身赴任手当)
第15条の2 (略)	第15条の2 (略)
2 単身赴任手当の月額は、 <u>3万円</u> （規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、 <u>7万円</u> を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。	2 単身赴任手当の月額は、 <u>2万3,000円</u> （規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、 <u>4万5,000円</u> を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。
3・4 (略)	3・4 (略)
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)

改正後	改正前
<p>第22条の2 前条第1項の規定に基づく規則で定める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>4 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(期末手当)</p>	<p>第22条の2 前条第1項の規定に基づく規則で定める職員_____が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等_____に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(期末手当)</p>
<p>第23条 (略)</p> <p>4 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて<u>100分の20</u>を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第25条の2 第11条、第12条及び第15条の規定は、任期付短時間勤務職員及び再任用職員には、適用しない。</p> <p>2 第15条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p>	<p>第23条 (略)</p> <p>4 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて<u>100分の15</u>を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第25条の2 第11条、第12条、<u>第15条及び第15条の2</u>の規定は、任期付短時間勤務職員及び再任用職員には、適用しない。</p>

## ○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号）【第2条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前																												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>370,000 円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>418,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>470,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>531,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>606,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>708,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	370,000 円	2	418,000	3	470,000	4	531,000	5	606,000	6	708,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>377,000 円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>426,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>479,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>542,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>618,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>722,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	377,000 円	2	426,000	3	479,000	4	542,000	5	618,000	6	722,000
号給	給料月額																												
1	370,000 円																												
2	418,000																												
3	470,000																												
4	531,000																												
5	606,000																												
6	708,000																												
号給	給料月額																												
1	377,000 円																												
2	426,000																												
3	479,000																												
4	542,000																												
5	618,000																												
6	722,000																												



## 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和31年条例第27号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(休職の効果)  第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。	(休職の効果)  第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。
2 前項の場合において、休職の処分を受けた職員が次項の規定による復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の事由とされた傷病と同一又は類似の傷病により休職の処分を受けるときのその者の休職期間は、当該復職前の休職期間（その期間の算定においてこの項の規定により通算した休職期間があるときは、当該通算した休職期間を含む。）を通算して3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、当該復職前の休職期間が更新されている場合にあつては、更新前の休職の開始の日（更新が2回以上されているときは、最初の更新前の休職の開始の日）から休職期間を通算するものとし、通算した期間が3年に満たない場合においては、休職期間を通算して3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。	
3 任命権者は、前2項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。	2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。
4 (略)  (失職の特例)  第5条 任命権者は、交通事故又はその他の事故により法第16条第2号に該当するに至つた職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができます。	3 (略)
2 前項の規定により、その職を失わないものとされた職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。	
(委任)	(委任)

改正後	改正前
第6条 (略)	第5条 (略)

## 廿日市市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

○廿日市市行政手続条例（平成10年条例第1号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<b>目次</b>	<b>目次</b>
第1章 総則（第1条—第4条）	第1章 総則（第1条—第4条）
第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）	第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）
第3章 不利益処分	第3章 不利益処分
第1節 通則（第12条—第14条）	第1節 通則（第12条—第14条）
第2節 聴聞（第15条—第26条）	第2節 聴聞（第15条—第26条）
第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）	第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）
第4章 行政指導（第30条— <u>第35条</u> ）	第4章 行政指導（第30条— <u>第34条</u> ）
<u>第5章 処分等の求め（第36条）</u>	<u>第5章 届出（第35条）</u>
<u>第6章 届出（第37条）</u>	
<b>附則</b>	
(目的等)	(目的等)
第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号） <u>第46条</u> の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。	第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号） <u>第38条</u> の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。
2 (略)	2 (略)
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を <u>名宛人</u> として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。	(4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を <u>名あて人</u> として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を	ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を

改正後	改正前
<p>明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(適用除外)</p>	<p>明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(適用除外)</p>
<p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第5章</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名宛人</u>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>関わる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p>	<p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名あて人</u>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>かかわる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p>
<p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>（不利益処分をしようとする場合の手続）</p>	<p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>（不利益処分をしようとする場合の手続）</p>
<p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者</p>	<p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者</p>

改正後	改正前
<p>について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならぬ。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聽聞</p> <p>ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合に</p>	<p>について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならぬ。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聽聞</p> <p>ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合に</p>

改正後	改正前
<p>おいては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人にに対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、<u>市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならぬ。</u></p> <p>(1) <u>当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</u></p> <p>(2) <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>(3) <u>当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u></p> <p>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者</p>	<p>おいては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人にに対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者</p>

改正後	改正前
は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。	は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。
<u>4 (略)</u>	<u>3 (略)</u>
<u>(行政指導の中止等の求め)</u>	<u>(新設)</u>
<u>第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</u>	
<u>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u>	
(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u>	
(2) <u>当該行政指導の内容</u>	
(3) <u>当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</u>	
(4) <u>前号の条項に規定する要件</u>	
(5) <u>当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由</u>	
(6) <u>その他参考となる事項</u>	
<u>3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるとときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。</u>	
<u>第5章 処分等の求め</u>	
<u>第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</u>	
<u>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u>	
(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u>	
(2) <u>法令に違反する事実の内容</u>	

改正後	改正前
<p>(3) <u>当該処分又は行政指導の内容</u>          (4) <u>当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</u>          (5) <u>当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u>          (6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</p> <p>第6章 届出          (届出)          第37条 (略)</p>	<p>第5章 届出          (届出)          第35条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(廿日市市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 廿日市市行政手続条例第3条、第4条又は<u>第33条第4項</u>に定めるものほか、市の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、<u>同条例第33条第3項</u>及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>(廿日市市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 廿日市市行政手續条例第3条、第4条又は<u>第33条第3項</u>に定めるものほか、市の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、<u>同条例第33条第2項</u>及び第34条の規定は、適用しない。</p>



## 廿日市市公民館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市公民館条例（平成47年条例第2号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前																																																																								
<u>廿日市市民センター条例</u> <u>(設置)</u>	<u>廿日市市公民館</u> <u>条例</u> <u>(設置)</u>																																																																								
<u>第1条 地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現するために、社会教育法（昭和24年法律第207号）第3条及び第24条並びに廿日市市協働によるまちづくり基本条例（平成24年条例第3号）第7条第2項の規定に基づき、生涯学習及びまちづくりの拠点として市民センターを設置する。</u>	<u>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、廿日市市に公民館を設置する。</u>																																																																								
<u>(名称及び位置)</u>	<u>(名称及び位置)</u>																																																																								
<u>第2条 市民センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u>	<u>第2条 公民館</u> <u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</u>																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>廿日市市中央市民センター</td><td>廿日市市天神11番29号</td></tr> <tr><td>廿日市市平良市民センター</td><td>廿日市市平良二丁目7番6号</td></tr> <tr><td>廿日市市原市民センター</td><td>廿日市市原439番地2</td></tr> <tr><td>廿日市市宮内市民センター</td><td>廿日市市宮内1553番地</td></tr> <tr><td>廿日市市地御前市民センター</td><td>廿日市市地御前三丁目10番5号</td></tr> <tr><td>廿日市市佐方市民センター</td><td>廿日市市佐方一丁目4番28号</td></tr> <tr><td>廿日市市阿品市民センター</td><td>廿日市市阿品二丁目23番8号</td></tr> <tr><td>廿日市市串戸市民センター</td><td>廿日市市串戸二丁目13番13号</td></tr> <tr><td>廿日市市阿品台市民センター</td><td>廿日市市阿品台四丁目1番41号</td></tr> <tr><td>廿日市市宮園市民センター</td><td>廿日市市宮園三丁目1番地5</td></tr> <tr><td>廿日市市四季が丘市民センター</td><td>廿日市市四季が丘五丁目13番地3</td></tr> <tr><td>廿日市市友和市民センター</td><td>廿日市市友田407番地1</td></tr> <tr><td>廿日市市津田市民センター</td><td>廿日市市津田4218番地</td></tr> <tr><td>廿日市市吉和市民センター</td><td>廿日市市吉和3425番地1</td></tr> <tr><td>廿日市市大野市民センター</td><td>廿日市市大野1328番地</td></tr> <tr><td>廿日市市大野西市民センター</td><td>廿日市市丸石二丁目5番17号</td></tr> <tr><td>廿日市市宮島市民センター</td><td>廿日市市宮島町600番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	廿日市市中央市民センター	廿日市市天神11番29号	廿日市市平良市民センター	廿日市市平良二丁目7番6号	廿日市市原市民センター	廿日市市原439番地2	廿日市市宮内市民センター	廿日市市宮内1553番地	廿日市市地御前市民センター	廿日市市地御前三丁目10番5号	廿日市市佐方市民センター	廿日市市佐方一丁目4番28号	廿日市市阿品市民センター	廿日市市阿品二丁目23番8号	廿日市市串戸市民センター	廿日市市串戸二丁目13番13号	廿日市市阿品台市民センター	廿日市市阿品台四丁目1番41号	廿日市市宮園市民センター	廿日市市宮園三丁目1番地5	廿日市市四季が丘市民センター	廿日市市四季が丘五丁目13番地3	廿日市市友和市民センター	廿日市市友田407番地1	廿日市市津田市民センター	廿日市市津田4218番地	廿日市市吉和市民センター	廿日市市吉和3425番地1	廿日市市大野市民センター	廿日市市大野1328番地	廿日市市大野西市民センター	廿日市市丸石二丁目5番17号	廿日市市宮島市民センター	廿日市市宮島町600番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>廿日市市中央公民館</td><td>廿日市市天神11番29号</td></tr> <tr><td>廿日市市平良公民館</td><td>廿日市市平良二丁目7番6号</td></tr> <tr><td>廿日市市原公民館</td><td>廿日市市原439番地2</td></tr> <tr><td>廿日市市宮内公民館</td><td>廿日市市宮内1553番地</td></tr> <tr><td>廿日市市地御前公民館</td><td>廿日市市地御前三丁目10番5号</td></tr> <tr><td>廿日市市佐方公民館</td><td>廿日市市佐方一丁目4番28号</td></tr> <tr><td>廿日市市阿品公民館</td><td>廿日市市阿品二丁目23番8号</td></tr> <tr><td>廿日市市串戸公民館</td><td>廿日市市串戸二丁目13番13号</td></tr> <tr><td>廿日市市阿品台公民館</td><td>廿日市市阿品台四丁目1番41号</td></tr> <tr><td>廿日市市宮園公民館</td><td>廿日市市宮園三丁目1番地5</td></tr> <tr><td>廿日市市四季が丘公民館</td><td>廿日市市四季が丘五丁目13番地3</td></tr> <tr><td>廿日市市友和公民館</td><td>廿日市市友田407番地1</td></tr> <tr><td>廿日市市津田公民館</td><td>廿日市市津田4218番地</td></tr> <tr><td>廿日市市吉和公民館</td><td>廿日市市吉和3425番地1</td></tr> <tr><td>廿日市市大野公民館</td><td>廿日市市大野1328番地</td></tr> <tr><td>廿日市市大野西公民館</td><td>廿日市市丸石二丁目5番17号</td></tr> <tr><td>廿日市市宮島公民館</td><td>廿日市市宮島町600番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	廿日市市中央公民館	廿日市市天神11番29号	廿日市市平良公民館	廿日市市平良二丁目7番6号	廿日市市原公民館	廿日市市原439番地2	廿日市市宮内公民館	廿日市市宮内1553番地	廿日市市地御前公民館	廿日市市地御前三丁目10番5号	廿日市市佐方公民館	廿日市市佐方一丁目4番28号	廿日市市阿品公民館	廿日市市阿品二丁目23番8号	廿日市市串戸公民館	廿日市市串戸二丁目13番13号	廿日市市阿品台公民館	廿日市市阿品台四丁目1番41号	廿日市市宮園公民館	廿日市市宮園三丁目1番地5	廿日市市四季が丘公民館	廿日市市四季が丘五丁目13番地3	廿日市市友和公民館	廿日市市友田407番地1	廿日市市津田公民館	廿日市市津田4218番地	廿日市市吉和公民館	廿日市市吉和3425番地1	廿日市市大野公民館	廿日市市大野1328番地	廿日市市大野西公民館	廿日市市丸石二丁目5番17号	廿日市市宮島公民館	廿日市市宮島町600番地
名称	位置																																																																								
廿日市市中央市民センター	廿日市市天神11番29号																																																																								
廿日市市平良市民センター	廿日市市平良二丁目7番6号																																																																								
廿日市市原市民センター	廿日市市原439番地2																																																																								
廿日市市宮内市民センター	廿日市市宮内1553番地																																																																								
廿日市市地御前市民センター	廿日市市地御前三丁目10番5号																																																																								
廿日市市佐方市民センター	廿日市市佐方一丁目4番28号																																																																								
廿日市市阿品市民センター	廿日市市阿品二丁目23番8号																																																																								
廿日市市串戸市民センター	廿日市市串戸二丁目13番13号																																																																								
廿日市市阿品台市民センター	廿日市市阿品台四丁目1番41号																																																																								
廿日市市宮園市民センター	廿日市市宮園三丁目1番地5																																																																								
廿日市市四季が丘市民センター	廿日市市四季が丘五丁目13番地3																																																																								
廿日市市友和市民センター	廿日市市友田407番地1																																																																								
廿日市市津田市民センター	廿日市市津田4218番地																																																																								
廿日市市吉和市民センター	廿日市市吉和3425番地1																																																																								
廿日市市大野市民センター	廿日市市大野1328番地																																																																								
廿日市市大野西市民センター	廿日市市丸石二丁目5番17号																																																																								
廿日市市宮島市民センター	廿日市市宮島町600番地																																																																								
名称	位置																																																																								
廿日市市中央公民館	廿日市市天神11番29号																																																																								
廿日市市平良公民館	廿日市市平良二丁目7番6号																																																																								
廿日市市原公民館	廿日市市原439番地2																																																																								
廿日市市宮内公民館	廿日市市宮内1553番地																																																																								
廿日市市地御前公民館	廿日市市地御前三丁目10番5号																																																																								
廿日市市佐方公民館	廿日市市佐方一丁目4番28号																																																																								
廿日市市阿品公民館	廿日市市阿品二丁目23番8号																																																																								
廿日市市串戸公民館	廿日市市串戸二丁目13番13号																																																																								
廿日市市阿品台公民館	廿日市市阿品台四丁目1番41号																																																																								
廿日市市宮園公民館	廿日市市宮園三丁目1番地5																																																																								
廿日市市四季が丘公民館	廿日市市四季が丘五丁目13番地3																																																																								
廿日市市友和公民館	廿日市市友田407番地1																																																																								
廿日市市津田公民館	廿日市市津田4218番地																																																																								
廿日市市吉和公民館	廿日市市吉和3425番地1																																																																								
廿日市市大野公民館	廿日市市大野1328番地																																																																								
廿日市市大野西公民館	廿日市市丸石二丁目5番17号																																																																								
廿日市市宮島公民館	廿日市市宮島町600番地																																																																								

改正後	改正前
廿日市市宮島杉之浦市民センター   廿日市市宮島町993番地1	廿日市市宮島杉之浦公民館   廿日市市宮島町993番地1
(事業)	(新設)
第2条の2 市民センターは、次に掲げる事業を行う。	
(1) 社会教育法第22条に規定する事業	
(2) まちづくり活動の支援に関する事業	
(3) その他市民センターの設置目的を達成するために必要な事業	
(職員)	(職員)
第3条 市民センターに所長その他必要な職員を置く。	第3条 公民館 に館長その他必要な職員を置く。
2 所長 は、非常勤の特別職とすることができます。	2 公民館長は、非常勤の特別職とすることができます。
(開館時間)	(開館時間)
第4条 市民センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。	第4条 公民館 の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。
(休館日)	(休館日)
第5条 市民センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に市民センターの全部若しくは一部を休館し、又は休館日に市民センターの全部若しくは一部を開館することができる。	第5条 公民館 の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に公民館 の全部若しくは一部を休館し、又は休館日に公民館 の全部若しくは一部を開館することができる。
(1) 次号に掲げる市民センター以外の市民センターにあつては、次に掲げる日 ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第2条に規定する日 イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）	(1) 次号に掲げる公民館 以外の公民館 にあつては、次に掲げる日 ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第2条に規定する日 イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）
(2) 津田市民センターにあつては、次に掲げる日 ア 月曜日。ただし、月曜日が祝日法に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日 イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）	(2) 津田公民館 にあつては、次に掲げる日 ア 月曜日。ただし、月曜日が祝日法に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日 イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）
(使用の許可)	(使用の許可)
第6条 市民センターの施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）	第6条 公民館 の施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）

改正後	改正前																																										
<p>は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、<u>市民センター</u>の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 教育委員会は、申請者の<u>市民センター</u>の使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理等)</p> <p>第13条 <u>市民センター</u>の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者による管理を行う<u>市民センター</u>の施設を利用する者が納付する利用料金は、当該指定管理者の収入とする。</p> <p>3 第4条から第9条まで、第10条第1項から第3項まで、第11条及び前条並びに別表第1及び別表第2の規定は、第1項の規定により指定管理者に<u>市民センター</u>の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p>は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、<u>公民館</u>の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 教育委員会は、申請者の<u>公民館</u>の使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理等)</p> <p>第13条 <u>公民館</u>の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者による管理を行う<u>公民館</u>の施設を利用する者が納付する利用料金は、当該指定管理者の収入とする。</p> <p>3 第4条から第9条まで、第10条第1項から第3項まで、第11条及び前条並びに別表第1及び別表第2の規定は、第1項の規定により指定管理者に<u>公民館</u>の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;">第4条及び第5条</td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;">教育委員会</td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;">指定管理者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">認めるときは</td> <td style="padding: 5px;">認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">別表第1の1の表の備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="width: 33.33%; vertical-align: top; padding: 5px;">1</td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;">使用者</td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;">利用者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">使用する場合</td> <td style="padding: 5px;">利用する場合</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">使用料</td> <td style="padding: 5px;">利用料金</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">定める額</td> <td style="padding: 5px;">定める額を上限として指</td> </tr> </table>	第4条及び第5条	教育委員会	指定管理者	認めるときは	認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て		(略)			別表第1の1の表の備考			1	使用者	利用者	使用する場合	利用する場合	使用料	利用料金	定める額	定める額を上限として指	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;">第4条及び第5条</td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;">教育委員会</td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;">指定管理者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">認めるときは</td> <td style="padding: 5px;">認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">別表第1の1の表の備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="width: 33.33%; vertical-align: top; padding: 5px;">1</td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;">使用者</td> <td style="width: 33.33%; padding: 5px;">利用者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">使用する場合</td> <td style="padding: 5px;">利用する場合</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">使用料</td> <td style="padding: 5px;">利用料金</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">定める額に</td> <td style="padding: 5px;">定める額を上限として指</td> </tr> </table>	第4条及び第5条	教育委員会	指定管理者	認めるときは	認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て		(略)			別表第1の1の表の備考			1	使用者	利用者	使用する場合	利用する場合	使用料	利用料金	定める額に	定める額を上限として指
第4条及び第5条	教育委員会	指定管理者																																									
認めるときは	認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て																																										
(略)																																											
別表第1の1の表の備考																																											
1	使用者	利用者																																									
	使用する場合	利用する場合																																									
	使用料	利用料金																																									
	定める額	定める額を上限として指																																									
第4条及び第5条	教育委員会	指定管理者																																									
認めるときは	認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て																																										
(略)																																											
別表第1の1の表の備考																																											
1	使用者	利用者																																									
	使用する場合	利用する場合																																									
	使用料	利用料金																																									
	定める額に	定める額を上限として指																																									

改正後	改正前
<u>定管理者が定める利用料金</u>	<u>定管理者が定める利用料金の額に</u>
(略)	(略)
第14条 (略) (指定管理者の指定)	第14条 (略) (指定管理者の指定)
第15条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によつて申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る <u>市民センター</u> の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。 (1) 事業計画書の内容が、 <u>市民センター</u> の利用者の平等な利用を確保できるものであること。 (2) 事業計画書の内容が、 <u>市民センター</u> の効用を最大限に發揮させるものであるとともに、地域の実情に適合したものであること。 (3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>市民センター</u> の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。 (指定管理者が行う業務)	第15条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によつて申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る <u>公民館</u> の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。 (1) 事業計画書の内容が、 <u>公民館</u> の利用者の平等な利用を確保できるものであること。 (2) 事業計画書の内容が、 <u>公民館</u> の効用を最大限に發揮させるものであるとともに、地域の実情に適合したものであること。 (3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>公民館</u> の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。 (指定管理者が行う業務)
第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>第2条の2に掲げる事業</u> (2) <u>市民センター</u> の利用の許可に関する業務 (3) (略) (4) <u>市民センター</u> の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務 (5) 前4号に掲げるもののほか、 <u>市民センター</u> の運営に関して教育委員会が必要と認める業務	第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (新設) (1) <u>公民館</u> の利用の許可に関する業務 (2) 利用料金の徴収に関する業務 (3) <u>公民館</u> の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>公民館</u> の運営に関して教育委員会が必要と認める業務
第17条 (略) (業務報告の聴取等)	第17条 (略) (業務報告の聴取等)
第18条 教育委員会は、 <u>市民センター</u> の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に、又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。	第18条 教育委員会は、 <u>公民館</u> の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に、又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

改正後							改正前								
第19条 (略) (委任)							第19条 (略) (委任)								
第20条 この条例に定めるもののほか、 <u>市民センター</u> の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。							第20条 この条例に定めるもののほか、 <u>公民館</u> の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。								
別表第1 (第10条関係) 専用して使用する場合の使用料							別表第1 (第10条関係) 専用して使用する場合の使用料								
1 甘日市市中央 <u>市民センター</u>							1 甘日市市中央 <u>公民館</u>								
区分		基本使用料						基本使用料							
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		
		9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで		
講堂	ホール	2,610円	2,980円	3,360円	5,970円	6,340円	9,330円	講堂	ホール	2,610円	2,980円	3,360円	5,970円	6,340円	9,330円
	ステージ	1,240円	1,420円	1,600円	2,850円	3,020円	4,450円		ステージ	1,240円	1,420円	1,600円	2,850円	3,020円	4,450円
	観客席	1,180円	1,350円	1,520円	2,710円	2,870円	4,230円		観客席	1,180円	1,350円	1,520円	2,710円	2,870円	4,230円
展示ホール		940円	1,070円	1,210円	2,150円	2,280円	3,360円	展示ホール		940円	1,070円	1,210円	2,150円	2,280円	3,360円
会議室		250円	280円	320円	570円	600円	890円	会議室		250円	280円	320円	570円	600円	890円
講義室		540円	620円	700円	1,240円	1,320円	1,940円	講義室		540円	620円	700円	1,240円	1,320円	1,940円
集会室		1,110円	1,270円	1,430円	2,550円	2,700円	3,980円	集会室		1,110円	1,270円	1,430円	2,550円	2,700円	3,980円
和室		320円	370円	420円	750円	790円	1,170円	和室		320円	370円	420円	750円	790円	1,170円
実習室		330円	370円	420円	750円	790円	1,170円	実習室		330円	370円	420円	750円	790円	1,170円
調理室		520円	600円	670円	1,200円	1,270円	1,870円	調理室		520円	600円	670円	1,200円	1,270円	1,870円
備考															
1 使用者が <u>市民センター</u> の設置の目的以外に使用する場合（公益上必要があると認める場合に限る。）における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。															
2～6 (略)															
2 甘日市市平良 <u>市民センター</u>															
備考															
1 使用者が <u>公民館</u> の設置の目的以外に使用する場合（公益上必要があると認める場合に限る。）における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。															
2～6 (略)															
2 甘日市市平良 <u>公民館</u>															

改正後	改正前
(略)	(略)
3 廿日市市原 <u>市民センター</u>	3 廿日市市原 <u>公民館</u>
(略)	(略)
4 廿日市市宮内 <u>市民センター</u>	4 廿日市市宮内 <u>公民館</u>
(略)	(略)
5 廿日市市地御前 <u>市民センター</u>	5 廿日市市地御前 <u>公民館</u>
(略)	(略)
6 廿日市市佐方 <u>市民センター</u>	6 廿日市市佐方 <u>公民館</u>
(略)	(略)
7 廿日市市阿品 <u>市民センター</u>	7 廿日市市阿品 <u>公民館</u>
(略)	(略)
8 廿日市市串戸 <u>市民センター</u>	8 廿日市市串戸 <u>公民館</u>
(略)	(略)
9 廿日市市阿品台 <u>市民センター</u>	9 廿日市市阿品台 <u>公民館</u>
(略)	(略)
10 廿日市市宮園 <u>市民センター</u>	10 廿日市市宮園 <u>公民館</u>
(略)	(略)
11 廿日市市四季が丘 <u>市民センター</u>	11 廿日市市四季が丘 <u>公民館</u>
(略)	(略)
12 廿日市市友和 <u>市民センター</u>	12 廿日市市友和 <u>公民館</u>
(略)	(略)
13 廿日市市津田 <u>市民センター</u>	13 廿日市市津田 <u>公民館</u>
(略)	(略)
14 廿日市市吉和 <u>市民センター</u>	14 廿日市市吉和 <u>公民館</u>
(略)	(略)
15 廿日市市大野 <u>市民センター</u>	15 廿日市市大野 <u>公民館</u>
(略)	(略)

改正後	改正前
16 廿日市市大野西 <u>市民センター</u> (略)	16 廿日市市大野西 <u>公民館</u> (略)
17 廿日市市宮島 <u>市民センター</u> (略)	17 廿日市市宮島 <u>公民館</u> (略)
18 廿日市市宮島杉之浦 <u>市民センター</u> (略)	18 廿日市市宮島杉之浦 <u>公民館</u> (略)
別表第2（第10条関係） 個人で使用する場合の使用料 廿日市市大野西 <u>市民センター</u> (略)	別表第2（第10条関係） 個人で使用する場合の使用料 廿日市市大野西 <u>公民館</u> (略)



## 議案第27号

## 廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例（平成15年条例第40号）

(下線の部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第2（第9条関係）			別表第2（第9条関係）		
区分	単位	利用料金の範囲	区分	単位	利用料金の範囲
野外ステージ	1日につき	10,000円から15,000円まで	野外ステージ	1日につき	10,000円から15,000円まで
キャンプ場	宿泊1人につき	400円から1,040円まで	キャンプ場	宿泊1人につき	400円から600円まで
	日帰り1人につき	200円から520円まで		日帰り1人につき	200円から300円まで
ライトハウス (専用利用に限る。)	1時間までごとに	400円から1,040円まで	ライトハウス (専用利用に限る。)	1時間までごとに	400円から1,040円まで
シャワー	1人1回につき	100円から260円まで	シャワー	1人1回につき	100円から260円まで
備考 キャンプ場を利用する場合の利用料金の額は、小学校児童についてはこの表に定める額の2分の1の額とし、小学校就学前の者についてはこの表に定める額の4分の1の額とする。			備考		
			1 駐車場以外の場所に自動車を乗り入れる場合も、この表に定める駐車場の利用料金を徴収する。		
			2 キャンプ場を利用する場合の利用料金の額は、小学校児童についてはこの表に定める額の2分の1の額とし、小学校就学前の者についてはこの表に定める額の4分の1の額とする。		



## 議案第28号

## 廿日市市保育園条例の一部を改正する等の条例

○廿日市市保育園条例（平成12年条例第1号）【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<u>(入園資格)</u> 第4条 保育園に入園することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。） 第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子ども (2) 支援法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前子ども (3) 支援法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもであって、市長が地域における教育（支援法第7条第2項に規定する教育をいう。）の体制の整備の状況その他の事情を勘案して保育園において保育する必要があると認めるもの (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に保育園において保育する必要があると認める者であって、小学校就学の始期に達するまでのもの	<u>(委託手続)</u> 第4条 保育園に乳幼児の保育を委託しようとするときは、市長に申込みをして承諾を得なければならない。
<u>(入園手続)</u> 第5条 前条各号に掲げる者（以下「児童」という。）の保護者が当該児童の保育園への入園を希望するときは、規則で定めるところにより市長に申し込み、その承諾を得なければならない。	<u>(保育料)</u> 第5条 保育料は、法第56条第3項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する。 2 前項の保育料の徴収方法は、市長が定める。
<u>(保育料)</u> 第6条 保育料の額は、第4条第1号、第2号及び第4号に掲げる児童にあっては支援法第27条第3項第1号に、第4条第3号に掲げる児童にあっては支援法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。 2 前条の規定による承諾を受けた保護者は、保育料のうち規則で定める額（以下「利用者負担額」という。）を納付しなければならない。 3 利用者負担額の納付の方法は、市長が定める。 <u>(延長保育の申請及び承認)</u> 第7条 支援法第20条第3項の規定による保育必要量の認定を受けた児童のうち、1日当たり11時間までの時間を認定されたものが規則で定める保育園	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前						
<p><u>において当該時間を超えて保育を受けようとするときは、当該児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その承認を受けなければならぬ。</u></p> <p>(延長保育料)</p> <p><u>第8条 前条の規定による保育（以下「延長保育」という。）を受けようとする児童の保護者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（以下「延長保育料」という。）を納付しなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区 分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1月を単位として延長保育を受ける場合</td><td style="padding: 2px;">児童1人当たり 2,000円</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1日を単位として延長保育を受ける場合</td><td style="padding: 2px;">児童1人当たり 200円</td></tr> </tbody> </table> <p><u>2 延長保育料の納付の方法は、市長が定める。</u></p> <p>(利用者負担額又は延長保育料の減免又は徴収猶予)</p> <p><u>第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用者負担額又は延長保育料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</u></p> <p>(利用者負担額及び延長保育料の不還付)</p> <p><u>第10条 既納の利用者負担額及び延長保育料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	区 分	金 額	1月を単位として延長保育を受ける場合	児童1人当たり 2,000円	1日を単位として延長保育を受ける場合	児童1人当たり 200円	
区 分	金 額						
1月を単位として延長保育を受ける場合	児童1人当たり 2,000円						
1日を単位として延長保育を受ける場合	児童1人当たり 200円						
	(新設)						
	(新設)						
	(新設)						
	(委任)						
	<u>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u>						

## 議案第29号

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市介護保険条例（平成12年条例第23号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<b>(保険料率)</b>	<b>(保険料率)</b>
第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万200円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万8,260円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万468円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>2万8,260円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万5,300円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万2,390円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万4,360円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万6,520円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万400円</u>	(5) 次のいずれかに該当する者 <u>6万5,563円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7万2,480円</u> ア 略	ア 略
イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る者を除く。）、次号イ、 <u>第8号イ又は第9号イ</u> に該当する者を除く。）	イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る者を除く。）、次号イ <u>又は第7号イ</u> に該当する者を除く。）
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>7万8,520円</u> ア 略	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7万650円</u> ア 略
イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る者を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）	イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る者を除く。） <u>又は次号イ</u> に該当する者を除く。）
(8) 次のいずれかに該当する者 <u>9万600円</u> ア 略	(7) 次のいずれかに該当する者 <u>8万4,780円</u> ア 略

改正後	改正前
<p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る者を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 10万5,700円</p> <p>ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る者を除く。)に該当する者を除く。)</p>	<p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る者を除く。)に該当する者を除く。)</p>
<p>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 11万1,740円</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p>	<p>(8) 前各号のいずれにも該当しない者 9万8,910円</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p>
<p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくは三、第2号口、第3号口、<u>第4号口若しくは第5号口又は第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第2条第6号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)</p> <p>第14条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第14条第1項の規定により、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、整備法第5条の規定(整備法附則第</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくは三、第2号口、第3号口<u>若しくは第4号口又は第2条第5号イ、第6号イ若しくは第7号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第4号まで又は第2条第5号から第7号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>1条第3号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施することが困難であると認め、整備法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から次項に規定する日までの間は、整備法第5条の規定による改正前の法第115条の45第6項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を引き続き実施する。</u></p>	
<p><u>2 整備法附則第14条第1項に規定する条例で定める日は、規則で定める日とする。</u></p>	



議案第30号

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
<b>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</b> 第1節 基本方針（第190条） 第2節 人員に関する基準（第191条—第193条） 第3節 設備に関する基準（第194条・第195条） 第4節 運営に関する基準（第196条—第202条） （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）	<b>第9章 複合型サービス</b> 第1節 基本方針（第190条） 第2節 人員に関する基準（第191条—第193条） 第3節 設備に関する基準（第194条・第195条） 第4節 運営に関する基準（第196条—第202条） （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）
第6条 （略）  2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他市長が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（ <u>介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</u> （平成24年広島県条例第68号。以下「 <u>指定居宅サービス等基準条例</u> 」という。）第6条第2項のサービス提供責任者	第6条 （略）  2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他市長が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（ <u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準</u> （平成11年厚生省令第37号。以下「 <u>指定居宅サービス等基準</u> 」という。）第5条第2項 のサービス提供責任者 又は <u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</u> （平成18年厚生労働省令第35号。以下「 <u>指定介護予防サービス等基準</u> 」という。） 第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上 従事した経験を有する者をもって充てることができる。
3・4 （略）  5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	3・4 （略）  5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

改正後	改正前
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条、 <u>第82条第6項</u> 、第83条第3項及び第84条において同じ。）	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条、 <u>第82条第6項第1号</u> 、第83条第3項及び第84条において同じ。）
(6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び <u>第82条第6項</u> において同じ。）	(6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び <u>第82条第6項第2号</u> において同じ。）
(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び <u>第82条第6項</u> において同じ。）	(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び <u>第82条第6項第3号</u> において同じ。）
(8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> （第191条第1項に規定する <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。）	(8) <u>指定複合型サービス事業所</u> （第191条第1項に規定する <u>指定複合型サービス事業所</u> をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。）
(9)～(11) (略)	(9)～(11) (略)
6～11 (略)	6～11 (略)
12 指定期回・隨時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（ <u>指定居宅サービス等基準条例第49条第1項</u> に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（ <u>指定居宅サービス等基準条例第48条</u> に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合に、 <u>指定居宅サービス等基準条例第49条第1項第1号</u> に規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第6項の規定により同条第1項第1号及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	12 指定期回・隨時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（ <u>指定居宅サービス等基準条例第60条第1項</u> に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（ <u>指定居宅サービス等基準条例第59条</u> に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合に、 <u>指定居宅サービス等基準条例第60条第1項第1号イの規定に相当する法第74条第1項及び第2項の規定に基づく広島県の条例</u> （以下「 <u>県基準条例</u> 」という。）の規定に規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定に相当する <u>県基準条例</u> の規定により同条第1項第1号イ及び第2号の規定に相当する <u>県基準条例</u> の規定に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(要介護認定の申請に係る援助)	(要介護認定の申請に係る援助)

改正後	改正前
<p>第13条 (略)</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援<u>(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)</u>が利用者に對して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならぬ。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に當たつては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議<u>(介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年広島県条例第5号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第13条第10項に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第67条において同じ。)</u>等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行<u>い</u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援<u>が利用者に對して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならぬ。</u></p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に當たつては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議<u>(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号</u></p> <p>に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第67条において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所</u>（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、<u>定期巡回・随时対応型訪問介護看護</u>の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>3・4 (略) (管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（<u>指定居宅サービス等基準条例第6条第1項</u>に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項において同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容及び利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定</p>	<p>巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所<u>又は指定夜間対応型訪問介護事業所</u>（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、<u>定期巡回サービス、随时対応サービス又は随时訪問サービス</u>の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>3・4 (略) (管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（<u>指定居宅サービス等基準第5条第1項</u>に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項において同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容及び利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定</p>

改正後	改正前
<p>訪問看護ステーション（<u>指定居宅サービス等基準条例第49条第1項</u>に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>訪問看護ステーション（<u>指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号</u>に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(7) (略)</p>	<p>(7) (略)</p>
<p>第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「<u>指定認知症対応型通所介護</u>」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を目指し</u>、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「<u>指定認知症対応型通所介護</u>」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう _____、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>
<p>（設備及び備品等）</p>	<p>（設備及び備品等）</p>
<p>第63条 (略)</p>	<p>第63条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 前項ただし書の場合（<u>単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。</u>）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなす</u>ことができる。</p>	<p>4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項</u> _____ に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>（利用定員等）</p>	<p>（利用定員等）</p>
<p>第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所</p>	<p>第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所</p>

改正後	改正前
<p>介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。<u>以下同じ。</u>)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援 _____、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。<u>以下同じ。</u>)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。<u>以下同じ。</u>)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p><u>第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の事故により損害が発生した場合において、指定認知症対応型通所介護事業者が賠償すべきものがあるときは、当該指定認知症対応型通所介護事業者は、速やかに賠償しなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 _____、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設_____ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう_____)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう_____)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設_____若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前			
(記録の整備)	(記録の整備)			
第79条 (略)	第79条 (略)			
2 (略)	2 (略)			
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)			
(5) <u>前条第2項</u> に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(5) <u>次条において準用する第40条第2項</u> に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			
(準用)	(準用)			
第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで_____、第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。	第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで <u>第40条</u> 、第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。			
(従業者の員数等)	(従業者の員数等)			
第82条 (略)	第82条 (略)			
2~5 (略)	2~5 (略)			
6 次の表の左欄に掲げる	6 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、 <u>同表の中欄</u> に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、 <u>同表の右欄</u> に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、 <u>同表の中欄</u> に掲げる施設等の職務に従事することができる。			
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"><u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病</u></td><td style="width: 33%; padding: 5px; text-align: center;"><u>介護職員</u></td><td style="width: 33%; padding: 5px;"></td></tr> </table>	<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病</u>	<u>介護職員</u>	
<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病</u>	<u>介護職員</u>			
	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>(2) 指定地域密着型特定施設</p> <p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>			

改正後			改正前
	床を有する診療所であるものに限る。)		
<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</u>	前項中欄に掲げる施設等、 <u>指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	<u>看護師又は准看護師</u>	
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、 <u>指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u> により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。			7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、 <u>指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者</u> により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所</u> であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。
8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第191条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。			8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は <u>複合型サービス従業者</u> （第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
9 (略)			9 (略)
10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置			10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置

改正後	改正前
<p>かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>11～13 (略) (管理者)</p>	<p>11～13 (略) (管理者)</p>
<p>第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p>	<p>第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第192条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験</p>

改正後	改正前								
<p>を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければ ならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）は、<u>29人</u>（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。</p>	<p>を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）は、<u>25人</u>（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。</p>								
<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（<u>登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで</u></p>	<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで</u></p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">登録定員</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>26人又は27人</u></td> <td style="padding: 2px;"><u>16人</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>28人</u></td> <td style="padding: 2px;"><u>17人</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>29人</u></td> <td style="padding: 2px;"><u>18人</u></td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>	<u>28人</u>	<u>17人</u>	<u>29人</u>	<u>18人</u>	
登録定員	利用定員								
<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>								
<u>28人</u>	<u>17人</u>								
<u>29人</u>	<u>18人</u>								
<p>(2) (略)</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画の作成)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画の作成)</p>								

改正後	改正前
第93条 (略)	第93条 (略)
2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、 <u>指定居宅介護支援等基準条例第13条各項</u> に掲げる具体的取扱方針に沿つて行うものとする。 (居住機能を担う併設施設等への入居)	2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、 <u>指定居宅介護支援等基準第13条各号</u> に掲げる具体的取扱方針に沿つて行うものとする。 (居住機能を担う併設施設等への入居)
第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が <u>第82条第6項</u> に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (従業者の員数)	第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が <u>第82条第6項各号</u> に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (従業者の員数)
第110条 (略)	第110条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> の人員に関する基準を満たす <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u> を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> の職務に従事することができる。	4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は <u>指定複合型サービス事業所</u> が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める <u>指定複合型サービス事業所</u> の人員に関する基準を満たす <u>複合型サービス従業者</u> を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は <u>指定複合型サービス事業所</u> の職務に従事することができる。
5・6 (略)	5・6 (略)
7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。	7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は <u>指定複合型サービス事業所</u> の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。
8~10 (略)	8~10 (略)

改正後	改正前
(管理者) 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> の職務に従事することができるものとする。	(管理者) 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは <u>指定複合型サービス事業所</u> の職務に従事することができるものとする。
2 (略)	2 (略)
第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的な運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とする</u> ことができる。	第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。
2~7 (略)	2~7 (略)
(管理者による管理) 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、 <u>指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス</u> の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	(管理者による管理) 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、 <u>指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス</u> の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。
(従業者の員数) 第130条 (略)	(従業者の員数) 第130条 (略)
2~8 (略)	2~8 (略)
9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> の人員に関する基準を満たす <u>看護小規模多機能</u>	9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は <u>指定複合型サービス事業所</u> が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める <u>指定複合型サービス事業所</u> の人員に関する基準を満たす <u>複合型サービス従</u>

改正後	改正前
<p><u>型居宅介護従業者</u>を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができる。</p> <p>10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができる。</p>	<p>業者 _____ を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u> _____ の職務に従事することができる。</p> <p>10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所 _____ の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定複合型サービス事業所</u> _____ の職務に従事することができる。</p>
<p><u>第135条 削除</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第148条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p><u>(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)</u></p> <p>第135条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第148条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>
	<p style="text-align: center;">- 55 -</p>

改正後	改正前
(削除)	(9) 施行規則第65条の4第4号に規定する書類
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第151条 (略)	第151条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> （サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> （サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
5～7 (略)	5～7 (略)
8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員	(1) 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
9～11 (略)	9～11 (略)
12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は <u>介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項</u> 並びに <u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</u> を定める条例（平成24年広島県条例第69号。以下「 <u>指定介護予防サービス</u>	12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は <u>指定介護予防サービス等基準第129条第1項</u>

改正後	改正前
<p>等基準条例」という。) 第102条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。) _____ _____、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14 (略)</p> <p>15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型</p>	<p>_____に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)若しくは指定介護予防サービス等基準条例第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14 (略)</p> <p>15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所 _____が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所 _____の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所 _____又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型</p>

改正後	改正前
<p>居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>	<p>居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>
<p>17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 医務室</p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 医務室</p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p>
<p>第176条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>第176条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次とおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医務室</p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次とおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医務室</p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</u></p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>施行規則第17条</u>の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>」といふ。）の事業は、<u>指定居宅サービス等基準条例第48条</u>に規定する訪問看護の基本方針及び<u>第81条</u>に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならぬ。</p>	<p><u>第9章 複合型サービス</u></p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「<u>指定複合型サービス</u>」といふ。）の事業は、<u>指定居宅サービス等基準第59条</u>に規定する訪問看護の基本方針及び<u>第81条</u>に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>
<p>第2節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第191条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護の事業</u>を行う者（以下「<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>」といふ。）が当該事業を行う事業所（以下「<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>」といふ。）ごとに置くべき<u>指定看護小規模多機能型居宅介護の提供</u>に当たる従業者（以下「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」といふ。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に<u>指定看護小規模多機能型居宅介護の提供</u>に当たる<u>看護小規模多機能</u></p>	<p>第2節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第191条 <u>指定複合型サービスの事業</u>を行う者（以下「<u>指定複合型サービス事業者</u>」といふ。）が当該事業を行う事業所（以下「<u>指定複合型サービス事業所</u>」といふ。）ごとに置くべき<u>指定複合型サービスの提供</u>に当たる従業者（以下「<u>複合型サービス従業者</u>」といふ。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に<u>指定複合型サービスの提供</u>に当たる<u>複合型サービス従業者</u></p>

改正後	改正前
<p><u>型居宅介護従業者</u>については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>を利用するため<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に通わせて行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>（本体事業所である<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。</p> <p>4 第1項の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 宿泊サービス（登録者を<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に宿泊させて行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>（本体事業所である<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合で</p>	<p><u>業者</u>については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（<u>指定複合型サービス</u>を利用するために<u>指定複合型サービス事業所</u>に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を<u>指定複合型サービス事業所</u>に通わせて行う<u>指定複合型サービス</u>の事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（<u>複合型サービス従業者</u>が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う<u>複合型サービス</u>（本体事業所である<u>指定複合型サービス事業所</u>にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う<u>指定複合型サービス</u>を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たる<u>複合型サービス従業者</u>については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の<u>複合型サービス従業者</u>のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。</p> <p>4 第1項の<u>複合型サービス従業者</u>のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 宿泊サービス（登録者を<u>指定複合型サービス事業所</u>に宿泊させて行う<u>指定複合型サービス</u>（本体事業所である<u>指定複合型サービス事業所</u>にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う<u>指定複合型サービス</u>を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合で</p>

改正後	改正前
<p>あって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第49条第1項第1号に規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなされているとき並びに第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者）</p>	<p>あって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる複合型サービス従業者を置かないことができる。</p> <p>7 指定複合型サービス事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>8 指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該指定複合型サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 指定複合型サービス事業者が 指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき並びに第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者）</p>

改正後	改正前
<p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の管理上支障がない場合は、当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、<u>指定複合型サービス事業所</u>（<u>指定複合型サービス</u>の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">（<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>の代表者）</p>	<p>第192条 指定複合型サービス事業者 _____ は、<u>指定複合型サービス事業所</u> _____ ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、<u>指定複合型サービス事業所</u> _____ の管理上支障がない場合は、当該<u>指定複合型サービス事業所</u> _____ の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該<u>指定複合型サービス事業所</u> _____ に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、<u>指定複合型サービス事業所</u> _____ 等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">（<u>指定複合型サービス事業者</u> _____ の代表者）</p>
<p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、<u>指定複合型サービス事業所</u>等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">（登録定員及び利用定員）</p>	<p>第193条 指定複合型サービス事業者 _____ の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、<u>指定複合型サービス事業所</u>等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">（登録定員及び利用定員）</p>
<p>第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、<u>29人</u>以下とする。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において利用定員（当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（1）通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える場合）</p>	<p>第194条 指定複合型サービス事業所 _____ の登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、<u>25人</u>以下とする。</p> <p>2 指定複合型サービス事業所 _____ は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において利用定員（当該<u>指定複合型サービス事業所</u> _____ におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（1）通いサービス 登録定員の2分の1から15人 _____</p>

改正後	改正前								
<p>る指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の右欄に定める利用定員) まで</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">登録定員</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">利用定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">26人又は27人</td><td style="padding: 2px;">16人</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">28人</td><td style="padding: 2px;">17人</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">29人</td><td style="padding: 2px;">18人</td></tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>まで</p>
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								
(2) (略) (設備及び備品等)									
<p>第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域に立地しなければならない。</p>	<p>(2) (略) (設備及び備品等)</p> <p>第195条 指定複合型サービス事業所 は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの 提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所 が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定複合型サービスの 事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定複合型サービスの 提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 指定複合型サービス事業所 は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域に立地しなければならない。</p>								

改正後	改正前
(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)	(指定複合型サービス の基本取扱方針)
第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。	第196条 指定複合型サービス は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い _____、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	2 指定複合型サービス事業者 は、自らその提供する指定複合型サービスの 質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)	(指定複合型サービス の具体的取扱方針)
第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第197条 指定複合型サービスの 方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。	(1) 指定複合型サービスは 、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。
(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。	(2) 指定複合型サービスは 、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。	(3) 指定複合型サービスの 提供に当たっては、複合型サービス計画 に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
(4) 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明し、又は必要に応じた指導を行うものとする。	(4) 複合型サービス従業者は、指定複合型サービスの 提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明し、又は必要に応じた指導を行うものとする。
(5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又	(5) 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの 提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又

改正後	改正前
<p>は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p> <p>(8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p> <p>(9) 看護サービス（<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(10)・(11) （略） (主治の医師との関係)</p> <p>第198条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>及び<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならぬ。</p> <p>4 当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が病院又は診療所である場</p>	<p>は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定複合型サービス</u>は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p> <p>(8) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p> <p>(9) 看護サービス（<u>指定複合型サービス</u>のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する<u>複合型サービス計画</u>に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(10)・(11) （略） (主治の医師との関係)</p> <p>第198条 <u>指定複合型サービス事業所</u>の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 指定複合型サービス事業者は、主治の医師に<u>複合型サービス計画</u>及び<u>複合型サービス報告書</u>を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 当該<u>指定複合型サービス事業所</u>が病院又は診療所である場</p>

改正後	改正前
<p>合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p>	<p>合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の<u>複合型サービス報告書</u>の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p>
<p>(<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>及び<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の作成)</p>	<p>(<u>複合型サービス計画</u>及び<u>複合型サービス報告書</u>の作成)</p>
<p>第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>	<p>第199条 指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に<u>複合型サービス計画</u>の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に<u>複合型サービス報告書</u>の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>
<p>2 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。</p> <p>3 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。</p> <p>4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなければならない。</p> <p>5 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>6 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を作成した際には、当該<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を利用者に交付しなければならない。</p> <p>7 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成後においても、常に<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の変更を行う。</p> <p>8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅</u></p>	<p>2 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。</p> <p>3 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。</p> <p>4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の<u>複合型サービス従業者</u>と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した<u>複合型サービス計画</u>を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなければならない。</p> <p>5 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>6 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>を作成した際には、当該<u>複合型サービス計画</u>を利用者に交付しなければならない。</p> <p>7 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成後においても、常に<u>複合型サービス計画</u>の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて<u>複合型サービス計画</u>の変更を行う。</p> <p>8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する<u>複合型サービス計画</u></p>

改正後	改正前
介護計画の変更について準用する。	_____の変更について準用する。
9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した <u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u> を作成しなければならない。	9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した <u>複合型サービス報告書</u> _____を作成しなければならない。
10 前条第4項の規定は、 <u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u> の作成について準用する。	10 前条第4項の規定は、 <u>複合型サービス報告書</u> _____の作成について準用する。
(緊急時等の対応)	(緊急時等の対応)
第200条 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u> の提供を行っている場合に利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	第200条 複合型サービス従業者_____は、現に <u>指定複合型サービス</u> の_____提供を行っている場合に利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
2 前項の <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u> である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。	2 前項の <u>複合型サービス従業者</u> _____が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。
(記録の整備)	(記録の整備)
第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	第201条 指定複合型サービス事業者_____は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u> の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。	2 指定複合型サービス事業者_____は、利用者に対する <u>指定複合型サービス</u> の_____提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
(1) (略) (2) <u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u> (3)・(4) (略) (5) 第199条第9項に規定する <u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u> (6)～(10) (略) (準用)	(1) (略) (2) <u>複合型サービス計画</u> (3)・(4) (略) (5) 第199条第9項に規定する <u>複合型サービス報告書</u> (6)～(10) (略) (準用)
第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条、第77条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第106条までの規定は、 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u> の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202	第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条、第77条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第106条までの規定は、 <u>指定複合型サービス</u> の_____事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202

改正後	改正前
<p>条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第106条中「<u>第82条第6項</u>」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>複合型サービス従業者</u>」と、第106条中「<u>第82条第6項各号</u>」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

議案第31号

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）  
 （下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
(設備及び備品等) (定義)	(設備及び備品等) (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。 (2)～(6) (略)	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。 (2)～(6) (略)
第7条 (略) 2・3 (略)	第7条 (略) 2・3 (略)
4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。	4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (従業者の員数)
第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をい	第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をい

改正後	改正前
<p>う。次条第1項において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び<u>第44条第6項</u>において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び<u>第44条第6項</u>において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともにに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設におい</u></p>	<p>う。次条第1項において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び<u>第44条第6項第2号</u>において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び<u>第44条第6項第3号</u>において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともにに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u> <u>、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設</u></p>

改正後	改正前
<p>ては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。<u>第44条第6項</u>において同じ。）の運営（同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（事故発生時の対応）</p>	<p>ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。<u>第44条第6項第4号</u>において同じ。）の運営（同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（事故発生時の対応）</p>
<p>第37条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（従業者の員数等）</p>	<p>第37条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p>
<p>第44条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる</p> <p>場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、<u>同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p>	<p>（従業者の員数等）</p> <p>第44条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、<u>当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p>

改正後	改正前
<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</u>	<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>
<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</u>	<u>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>
<u>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</u>	<u>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所（同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</u>
<u>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所におい</u>	<u>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所におい</u>

改正後	改正前
<p>て宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従事者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従事者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われる認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>（管理者）</p> <p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指</p>	<p>て宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われる認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>（管理者）</p> <p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指</p>

改正後	改正前
<p>定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年広島県条例第68号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第49条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができる。</p>	<p>定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)に従事することができる。</p>
2 (略)	2 (略)
<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。</p>	<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を25人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。</p>

改正後	改正前								
<p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">登録定員</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">利用定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">26人又は27人</td><td style="padding: 2px;">16人</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">28人</td><td style="padding: 2px;">17人</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">29人</td><td style="padding: 2px;">18人</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>（居住機能を担う併設施設等への入居）</p> <p>第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>（居住機能を担う併設施設等への入居）</p> <p>第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条及び第31条から第38条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p>
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準								

改正後	改正前
(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)	(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)
第66条 (略)	第66条 (略)
2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
3～5 (略)	3～5 (略)
第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の <u>2第15項</u> に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の <u>2第17項</u> に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u> に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的な運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。	第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。
2～7 (略)	2～7 (略)
(準用)	(準用)
第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、 <u>第36条、第37条（第4項を除く。）</u> 、第38条、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条中	第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、 <u>第36条から第38条まで</u> 、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条中

改正後	改正前
<p>「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>	<p>「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>



議案第32号

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第29号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）  <u>第78条の2第1項及び第4項第1号、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）及び指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）の指定に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p><u>（指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格）</u></p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号、<u>第115条の12第2項第1号及び第115条の2第2項第1号</u>の条例で定める者は、法人である者とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）  <u>第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p><u>（指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格）</u></p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号及び<u>第115条の12第2項第1号</u>の条例で定める者は、法人である者とする。</p>



## 議案第33号

## 廿日市市休日・夜間急患診療所条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市休日・夜間急患診療所条例（平成13年条例第20号）

(下線の部分は改正部分)

改正後		改正前	
(診療科目)		(診療科目)	
第3条 診療所の診療科目は、内科及び外科とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、_____診療科目を臨時的に <u>変更する</u> ことができる。		第3条 診療所の診療科目は、内科_____とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、 <u>内科以外の</u> 診療科目を臨時的に <u>設置する</u> ことができる。	
(診療科目、診療日及び診療時間)		(診療日及び診療時間)	
第4条 診療所の診療科目、診療日及び診療時間は、別表第1のとおりとする。		第4条 診療所の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。	
(削る)			
2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、 <u>診療日若しくは診療時間を変更し、又は臨時に休診する</u> ことができる。		2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、_____診療時間を変更し、又は臨時に休診することができる。	
(手数料)		(手数料)	
第6条 (略)		第6条 (略)	
2 前項の手数料の額は、別表第2のとおりとする。		2 前項の手数料の額は、別表のとおりとする。	
附 則		附 則	
別表第1 (第4条関係)		(新設)	
休 日 診 療	診療科目	診 療 日	診 療 時 間
	内 科	1 日曜日	
		2 国民の祝日にに関する法律 (昭和23年法律第178号)に 規定する休日	
			午 前 9 時 か ら

改正後				改正前	
		3 1月2日、1月3日、8 月15日、8月16日、12月30 日及び12月31日	午後6時まで		
夜 間 診 療	内 科	休日診療の診療日	午後6時から 午後10時まで		
		休日診療の診療日以外の日	午後7時から 午後10時まで		
	外 科	月曜日から金曜日まで(休日 診療の診療日を除く。)	午後7時から 午後10時まで		
別表第2 (第6条関係) (略)		別表 (第6条関係) (略)			

## 議案第34号

廿日市市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

廿日市市道路占用料徴収条例（昭和63年条例第19号）

(下線の部分は改正部分)

改正後				改正前					
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			占用物件	占用料		
			単位	所在地		単位	所在地		
				1級地	2級地				
(略)			(略)						
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積 1m <sup>2</sup> につき 1年	1,400	1,100				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室			Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額					
	階数が2のもの			Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額					
	階数が3以上のもの			Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額					
	上空に設ける通路			2,900	710				
	地下に設ける通路			1,500	360				
その他のもの				1,400	1,100				
(略)			(略)						
道路法施行令（昭和27年政令第47号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）		表示面積 1m <sup>2</sup> につき 1月	440	110				
	その他のもの			4,400	1,100				

改正後					改正前				
標識		年 1本 につ き1 年	1,100	850	標識		年 1本 につ き1 年	1,100	850
		旗ざお	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設ける もの	1本 につ き1 日	44	11	旗ざお	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設ける もの	44
幕（令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	その他のも の	1本 につ き1 月	440	110	幕（令第7条 第2号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	その他のも の	1本 につ き1 月	440	110
	その他のも の	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設ける もの	その 面積 $1\text{m}^2$ につ き1 日	44	11	その他のも の	44	11	
アーチ	その他のも の	その 面積 $1\text{m}^2$ につ き1 月	440	110	アーチ	その他のも の	その 面積 $1\text{m}^2$ につ き1 月	440	110
	車道を横断 するもの	1基 につ き1 月	4,400	1,100		車道を横断 するもの	1基 につ き1 月	4,400	1,100
令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料	その他のも の	2,200	540	令第7条第2号に掲げる工事用施設及 び同条第3号に掲げる工事用材料	その他のも の	2,200	540		
	占 用 面 積	440	110		占 用 面 積	440	110		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及		$1\text{m}^2$	140	110	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及		$1\text{m}^2$	140	110

改正後				改正前			
び同条第7号に掲げる施設		につき1月		び同条第5号に掲げる施設		につき1月	
令第7条第 8号に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額		令第7条第 6号に掲げ る施設並び に同条第7 号に掲げる 施設及び自 動車駐車場	建築物	階数が1の もの	Aに0.006を乗 じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額			階数が2の もの	Aに0.009を乗 じて得た額	
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額			階数が3の もの	Aに0.011を乗 じて得た額	
	令第7条第 9号に掲げ る施設	Aに0.016を乗じて得た額			階数が4以 上のもの	Aに0.013を乗 じて得た額	
	建築物	Aに0.011を乗じて得た額			その他のもの	Aに0.015を乗 じて得た額	
	その他のもの	Aに0.02を乗じて得た額				Aに0.016を乗 じて得た額	
	令第7条第 10号に掲 げる施設及 び自動車駐 車場	Aに0.011を乗じて得た額				Aに0.008を乗 じて得た額	
	その他もの	Aに0.011を乗じて得た額				Aに0.006を乗 じて得た額	
	令第7条第 11号に掲 げる応急仮 設建築物	Aに0.016を乗じて得た額				Aに0.008を乗 じて得た額	
	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額				Aに0.018を乗 じて得た額	
令第7条第 12号に掲げる器具	上空に設けるもの	Aに0.028を乗じて得た額		令第7条第 9号及び第 10号に掲げ る施設	上空、トンネ ルの上又は高 速自動車国道 若しくは自動 車専用道路	階数が1の もの	Aに0.006を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額			(高架のもの に限る。) の 路面下に設け るもの	階数が2の もの	Aに0.009を乗 じて得た額
	令第7条第 13号に掲 げる施設	Aに0.016を乗じて得た額			階数が3の もの	Aに0.011を乗 じて得た額	
	トンネルの上又は高速自動 車国道若しくは自動車専用 道路(高架のものに限る。) の路面下に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額			階数が4以 上のもの	Aに0.013を乗 じて得た額	
	上空に設けるもの	Aに0.028を乗じて得た額			その他のもの	Aに0.016を乗 じて得た額	
	その他のもの	Aに0.02を乗じて得た額				Aに0.018を乗 じて得た額	
		Aに0.028を乗じて得た額					

## 備考

1～6 (略)

7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上

## 備考

1～6 (略)

7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第9号及び第10号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上

改正後	改正前
の諸要素が類似した土地) の時価を表すものとする。 8・9 (略)	の諸要素が類似した土地) の時価を表すものとする。 8・9 (略)

## 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成20年条例第3号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(開発行為の許可の対象として指定する区域)</p> <p>第2条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める区域（政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を除く。）とする。</p> <p>(1) 次条第1号から<u>第4号</u>までに規定する用途 次のいずれにも該当する区域 ア・イ (略) ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（以下「道路」という。）又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第10条の2の2</u>第2号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道（以下「農道等」という。）に接する区域（開発行為をしようとする者が既存の道路又は農道等に接続する新たな道路を設置する場合における当該新たな道路に接する区域を含む。）</p> <p>(2) 次条<u>第5号</u>に規定する用途 前号アからウまでのいずれにも該当し、かつ、次のいずれかに該当する区域 ア 法第9条第3項から第10項までに規定する用途地域の境界から100メートルまでの区域 イ (略) (環境の保全上支障があると認められる用途)</p> <p>第3条 法第34条第11号の規定により条例で定める用途は、次に掲げる用途以外のものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 建築基準法別表第2 (い) 項第3号に規定する共同住宅（地階を除く階数が3以下のものに限る。）又は寄宿舎（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームを除く。）又は障害者の日常生活及び社</p>	<p>(開発行為の許可の対象として指定する区域)</p> <p>第2条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める区域（政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を除く。）とする。</p> <p>(1) 次条第1号から<u>第3号</u>までに規定する用途 次のいずれにも該当する区域 ア・イ (略) ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（以下「道路」という。）又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第10条の2</u>第2号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道（以下「農道等」という。）に接する区域（開発行為をしようとする者が既存の道路又は農道等に接続する新たな道路を設置する場合における当該新たな道路に接する区域を含む。）</p> <p>(2) 次条<u>第4号</u>に規定する用途 前号アからウまでのいずれにも該当し、かつ、次のいずれかに該当する区域 ア 法第9条第3項から第10項までに規定する用途地域の境界から100メートルまでの区域内であって、規則で定める区域 イ (略) (環境の保全上支障があると認められる用途)</p> <p>第3条 法第34条第11号の規定により条例で定める用途は、次に掲げる用途以外のものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 建築基準法別表第2 (い) 項第3号に規定する共同住宅（地階を除く階数が3以下のものに限る。）</p>

改正後	改正前
<u>会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</u> <u>第5条第15項に規定する共同生活援助の用に供するもので、かつ、</u> <u>地階を除く階数が3以下のものに限る。）の用途</u>	<hr/> <hr/>
<u>(4) 建築基準法別表第2（い）項第6号に掲げる建築物（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供するもので、かつ、地階を除く階数が3以下のものに限る。）の用途</u>	<u>の用途</u> (新設)
<u>(5) (略)</u>	<u>(4) (略)</u>

## 議案第36号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）

(下線の部分は改正部分)

改正後				改正前			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
別表（第2条関係） (1)～(4) (略) (5) 建築関係  (略) <u>(削る)</u>				別表（第2条関係） (1)～(4) (略) (5) 建築関係  (略)			
				構造計算適合性判定に関する審査 構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計（既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の床面積を加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合にあっては当該計画の変更に伴い、構造計算適合性判定を必要とする部分の床面積の合計とする。）		1 申請をもって1件とする。建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合にあっては、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみなす。	
				構造計算適合性判定を行う部分の用途（複数の用途がある場合にあっては床面積が最大となる部分の用途をいう。以下この表において同じ。）が工場、自	1 件	12万7,000円	建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「大臣認定プ

改正後	改正前
	<p>動車車庫、倉庫その他 規則で定めるもの（以下「工場等」という。） の場合において1,000 平方メートル以内</p> <p>工場等の場合において 1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル以内</p> <p>工場等の場合において 2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル以内</p> <p>工場等の場合において 5,000平方メートルを 超え1万平方メートル以内</p> <p>工場等の場合において 1万平方メートルを超 え2万平方メートル以 内</p> <p>工場等の場合において 2万平方メートルを超 え5万平方メートル以 内</p> <p>工場等の場合において 5万平方メートルを超 える</p> <p>構造計算適合性判定を行 う部分の用途がホテ ル、病院、映画館その</p>
	<p>「ログラム」という。） によるものにあって は11万5,000円</p> <p>14万6,000円 大臣認定プログラム によるものにあって は13万1,000円</p> <p>21万1,000円 大臣認定プログラム によるものにあって は18万5,000円</p> <p>25万8,000円 大臣認定プログラム によるものにあって は22万4,000円</p> <p>28万2,000円 大臣認定プログラム によるものにあって は24万5,000円</p> <p>32万1,000円 大臣認定プログラム によるものにあって は27万8,000円</p> <p>39万9,000円 大臣認定プログラム によるものにあって は34万4,000円</p> <p>21万6,000円 大臣認定プログラム によるものにあって は19万円</p>

改正後	改正前
	<p><u>他規則で定めるもの</u>            (以下「ホテル等」と            いう。) の場合におい            て1,000平方メートル            以内</p>
	<p>ホテル等の場合におい            て1,000平方メートル            を超え2,000平方メー            トル以内</p>
	<p>ホテル等の場合におい            て2,000平方メートル            を超え5,000平方メー            トル以内</p>
	<p>ホテル等の場合におい            て5,000平方メートル            を超え1万平方メート            ル以内</p>
	<p>ホテル等の場合におい            て1万平方メートルを            超え2万平方メートル            以内</p>
	<p>ホテル等の場合におい            て2万平方メートルを            超え5万平方メートル            以内</p>
	<p>ホテル等の場合におい            て5万平方メートルを            超える</p>
	<p>構造計算適合性判定を            行う部分の用途が共同            住宅、事務所その他規</p>

改正後		改正前			
		則で定めるもの（以下「共同住宅等」という。）の場合において、1,000平方メートル以内			
		共同住宅等の場合において1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内	1件	21万円	大臣認定プログラムによるものにあっては18万3,000円
		共同住宅等の場合において2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内	1件	30万7,000円	大臣認定プログラムによるものにあっては26万6,000円
		共同住宅等の場合において5,000平方メートルを超える1万平方メートル以内	1件	36万7,000円	大臣認定プログラムによるものにあっては31万5,000円
		共同住宅等の場合において1万平方メートルを超える2万平方メートル以内	1件	42万7,000円	大臣認定プログラムによるものにあっては36万7,000円
		共同住宅等の場合において2万平方メートルを超える5万平方メートル以内	1件	49万2,000円	大臣認定プログラムによるものにあっては41万9,000円
		共同住宅等の場合において5万平方メートルを超える	1件	62万2,000円	大臣認定プログラムによるものにあっては52万4,000円
(略)		(略)			
建築物等の仮使用認定	1件	12万円	1申請をもって1件とする。	12万円	1申請をもって1件とする。
(略)		(略)			

改正後			改正前		
(削る)			高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（構造計算適合性判定を要するものに限る。）	1件	この表の構造計算適合性判定に関する審査に掲げる手数料の額
長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定	<p>ア 耐震性の基準に係る審査手数料の額に耐震性以外の基準に係る審査手数料の額を加えた額</p> <p>イ 長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、ア</p>	<p>ア 1申請をもって1件とする。</p> <p>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第9条の規定による譲受人を決定したことのみによる計画の変更の場合には、手数料を徴収しない。</p>	長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定	1件	この表の構造計算適合性判定に関する審査に掲げる手数料の額

改正後			改正前		
		の額に、建築基準関係規定に係る審査の手数料_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____の額を加えた額		の額に、建築基準関係規定に係る審査の手数料及び構造計算適合性判定を要するものについては構造計算適合性判定に係る審査の手数料の額を加えた額	
(略)			(略)		
適合審査を受けた場合の審査 申請建築物の種類			適合審査を受けた場合の審査 申請建築物の種類		
戸建て住宅	1 件	6,600円	戸建て住宅	1 件	6,600円
共同住宅等			共同住宅等		
10戸以下	1 件	6,600円に申請住戸数から1を減じた数に1,800円を乗じて得た額を加えた額	10戸以下	1 件	6,600円に申請住戸数から1を減じた数に1,800円を乗じて得た額を加えた額
11戸以上100戸以下	1 件	2万3,000円に申請住戸数から10を減じた	11戸以上100戸以下	1 件	2万3,000円に申請住戸数から10を減じた

改正後				改正前			
		数に900円を乗じて得た額を加えた額	をいう。 イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。			数に900円を乗じて得た額を加えた額	をいう。 イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。
101戸以上200戸以下	1件	10万9,000円に申請住戸数から100を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額		101戸以上200戸以下	1件	10万9,000円に申請住戸数から100を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	
201戸以上300戸以下	1件	18万円に申請住戸数から200を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額		201戸以上300戸以下	1件	18万円に申請住戸数から200を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額	
301戸以上	1件	22万3,000円に申請住戸数から300を減じた数に100円を乗じて得た額を加えた額（23万8,000円を上限とする。）		301戸以上	1件	22万3,000円に申請住戸数から300を減じた数に100円を乗じて得た額を加えた額（23万8,000円を上限とする。）	
住宅性能評価書の交付を受けた場合の審査申請建築物の種類			ア 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。	(新設)			
戸建て住宅	1件	1万6,500円					
共同住宅等							
10戸以下	1件	1万6,500円に	イ 認定を受けた長				

改正後			改正前		
		申請住戸数から1を減じた数に9,000円を乗じて得た額を加えた額	期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。		
11戸以上100戸以下	1件	9万8,300円に申請住戸数から10を減じた数に4,300円を乗じて得た額を加えた額			
101戸以上200戸以下	1件	48万8,000円に申請住戸数から100を減じた数に4,000円を乗じて得た額を加えた額			
201戸以上300戸以下	1件	88万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に3,200円を乗じて得た額を加えた額			
301戸以上	1件	121万2,000円に申請住戸数から300を減じた数に2,500円を乗じて得た額を加えた額 (146万6,000円を上限とす)			

改正後				改正前			
建築基準関係規定に係る審査	1件	この表の建築物に関する確認又は計画通知に掲げる手数料の額	る。)	建築基準関係規定に係る審査	1件	この表の建築物に関する確認又は計画通知に掲げる手数料の額	
(削る)				構造計算適合性判定に係る審査	1件	この表の構造計算適合性判定に関する審査に掲げる手数料の額	
低炭素建築物新築等計画(計画の変更を含む。)の認定	ア 戸建て住宅又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他の戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額イ 共同住宅	ア 1申請をもって1件とする。 イ 適合審査とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関(建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた者をいう。)又は登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭	低炭素建築物新築等計画(計画の変更を含む。)の認定	ア 戸建て住宅又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他の戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額イ 共同住宅	ア 1申請をもって1件とする。 イ 適合審査とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関(建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた者をいう。)又は登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭		

改正後			改正前			
	<p>等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数と共用部分に掲げる区分に応じて定める額を合算した額</p> <p>ウ 非住宅（居住の用に供する部分、共用部分及び工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをい</p>	<p>和54年法律第49号) 第76条第1項に規定する機関をいう。) が行う審査をいう。</p> <p>ウ 認定を受けた計画を変更する場合の手数料の額は、当該変更部分に係る手数料の2分の1の額とする。</p>			<p>等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数と共用部分に掲げる区分に応じて定める額を合算した額</p> <p>ウ 非住宅（居住の用に供する部分、共用部分及び工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをい</p>	<p>和54年法律第49号) 第76条第1項に規定する機関をいう。) が行う審査をいう。</p> <p>ウ 認定を受けた計画を変更する場合の手数料の額は、当該変更部分に係る手数料の2分の1の額とする。</p>

改正後			改正前		
	<p>う。以下同じ。)を除く。 以下同じ。) の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>エ 工場等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>オ 共同住宅等、非住宅及び工場等を有する複合建築物の全体につい</p>			<p>う。以下同じ。)を除く。 以下同じ。) の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>エ 工場等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>オ 共同住宅等、非住宅及び工場等を有する複合建築物の全体につい</p>	

改正後			改正前		
	<p>て認定を受けようとする場合の手数料の額は、イ、ウ及びエの額のそれぞれを合算した額</p> <p>力 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定による審査を申し出る場合は、認定に係る手数料の額に、建築基準関係規定に係る審査の手数料</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			<p>て認定を受けようとする場合の手数料の額は、イ、ウ及びエの額のそれぞれを合算した額</p> <p>力 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定による審査を申し出る場合は、認定に係る手数料の額に、建築基準関係規定に係る審査の手数料及び構造計算適合性判定を要するものについては構造計算適合性判定に係る審査</p>	

改正後				改正前			
		_____の 額をえた 額				_____の手数料の 額をえた 額	
(略)				(略)		_____の手数料の 額をえた 額	
建築基準関係規定に係る審査	1 件	この表の建築物に関する確認又は計画通知に掲げる手数料及び建築設備に関する確認又は計画通知に掲げる手数料の額		建築基準関係規定に係る審査	1 件	この表の建築物に関する確認又は計画通知に掲げる手数料及び建築設備に関する確認又は計画通知に掲げる手数料の額	
(削る)				構造計算適合性判定に係る審査	1 件	この表の構造計算適合性判定に関する審査に掲げる手数料の額	
要除却認定マンション建替えにおける容積率の特例許可	1 件	16万円	1申請をもって1件とする。	(新設)			
(6)～(8) (略)				(6)～(8) (略)			



## 議案第37号

廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

廿日市市建築審査会条例（平成20年条例第4号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(招集)</p> <p>第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において会長が招集する。</p> <p>(1) 市長から法（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（昭和63年条例第23号）の規定に基づき同意を求められたとき。</p> <p>(2) 法の規定に基づく審査請求があったとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(招集)</p> <p>第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において会長が招集する。</p> <p>(1) 市長から法 _____ _____又は廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（昭和63年条例第23号）の規定に基づき同意を求められたとき。</p> <p>(2) 法第94条第1項の審査請求があったとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>



議案第38号

廿日市市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市教育委員会委員定数条例（平成20年条例第36号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条 ただし書の規定に基づき、廿日市市教育委員会の委員の定数を <u>5人</u> とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条 ただし書の規定に基づき、廿日市市教育委員会の委員の定数を <u>6人</u> とする。



## 過疎地域自立促進計画の変更について 新旧対照表

○過疎地域自立促進計画（平成22年9月）

(下線の部分は改正部分)

変更後					変更前				
2 産業の振興					2 産業の振興				
(3) 計画（平成 22 年度～27 年度）					(3) 計画（平成 22 年度～27 年度）				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(8) 観光又はレクリエーション	観光施設改築事業(宮島観光グレードアップ事業(公衆))	廿日市市		1 産業の振興	(8) 観光又はレクリエーション	観光施設改築事業(宮島観光グレードアップ事業(公衆))	廿日市市	
		廿日市市新宮島水族館(仮称)整備事業	廿日市市						
		集団施設地区再整備事業(包括浦自然公園施設の再整備)	廿日市市						
		まち並み保存事業(重要伝統的建造物群保存対策事業)	廿日市市						
		観光振興事業(神楽競演大会事業補助)	廿日市市						
		宮島桟橋旅客ターミナル改修整備事業(再掲)	廿日市市						
		吉和魅惑の里リニューアル事業	廿日市市						
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進					3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進				
(3) 計画（平成 22 年度～27 年度）					(3) 計画（平成 22 年度～27 年度）				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(10) 地域間交流	観光振興事業(神楽競演大会事業補助)(再掲)	廿日市市		2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(9) 地域間交流	観光振興事業(神楽競演大会事業補助)(再掲)	廿日市市	
		吉和魅惑の里リニューアル事業(再掲)	廿日市市						

変更後					変更前				
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (3) 計画（平成 22 年度～27 年度）					5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (3) 計画（平成 22 年度～27 年度）				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設その他	吉和地域高齢者施設整備事業	廿日市市		4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7) 過疎地域自立促進特別事業	生活交通確保事業(再掲)	廿日市市	
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	生活交通確保事業(再掲)  健康はつかいいち21事業(健康ウォーク、健康教室など) 健康づくりの普及・啓発と市民主体の健康づくり活動を支援する。	廿日市市			健康はつかいいち21事業(健康ウォーク、健康教室など) 健康づくりの普及・啓発と市民主体の健康づくり活動を支援する。	廿日市市		
		安心介護推進事業  高齢者の安全・安心な生活を確保するため、在宅福祉サービスの充実や地域の見守りや支え合いを支援する。	廿日市市			安心介護推進事業  高齢者の安全・安心な生活を確保するため、在宅福祉サービスの充実や地域の見守りや支え合いを支援する。	廿日市市		
		地域生活支援事業  障がい者の安全・安心な生活を確保するため、日常生活の自立支援、積極的な社会参加の支援、相談支援体制の充実などを図る。	廿日市市			地域生活支援事業  障がい者の安全・安心な生活を確保するため、日常生活の自立支援、積極的な社会参加の支援、相談支援体制の充実などを図る。	廿日市市		
		地域福祉推進事業  地域福祉を推進し、安全・安心な生活を維持するため、地域での見守りや支え合いの仕組みづくりを支援する。	廿日市市			地域福祉推進事業  地域福祉を推進し、安全・安心な生活を維持するため、地域での見守りや支え合いの仕組みづくりを支援する。	廿日市市		

